

東伊豆町社会福祉協議会指定訪問介護事業所（介護予防・日常生活支援総合事業）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会が開設する指定訪問介護事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業又は、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員その他従事者（以下「従業者」という。）が、要介護又は要支援の状態にある高齢者及び事業対象者（以下「要介護者等」という。）に対し、自立した日常生活を営むことができるように適切な支援をすることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会
- (2) 所在地 東伊豆町白田 306 番地（東伊豆町保健福祉センター2階）

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、他の従業者とともに適切なサービス提供に当たる。

- (2) サービス提供責任者 1人以上

サービス提供責任者は、他の従業者と協力して事業における介護計画の作成及び利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理に当たる。

- (3) 訪問介護員 2.5人以上（常勤換算）

訪問介護員は、介護計画に基づきサービスの提供に当たる。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし12月31日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前7時から午後9時までとする。
- (4) 前各号にかかわらず、緊急的に利用者からの要望があれば相談に応ずるものとする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は、次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割または3割の額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実地地域は、東伊豆町の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第8条 従業者は、事業を実施中に、利用者の病状の急変、その他、緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(その他、運営についての留意事項)

第9条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、事業体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

- 2 事業所は、利用者及びその家族からの苦情に対しては迅速かつ適切に対応し、その経過は記録に残し、再発を防ぐようにする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 東伊豆町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年9月19日から施行する。
- 2 東伊豆町社会福祉協議会指定介護予防訪問介護事業所運営規程（平成18年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

第6条「1割」を「1割または2割」へ変更。

4 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

第1条 「指定介護予防訪問介護事業所」を「介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所」へ変更。「指定介護予防訪問介護事業」を「介護予防・日常生活支援総合事業」へ変更。「高齢者」を「高齢者及び事業対象者」へ変更。

5 この規程は、平成30年8月1日から施行する。

第6条 利用料の額を「その1割または2割の額」を「その1割、2割または3割の額」へ変更。